

6 雇用関係助成制度

厚生労働省の「平成26年度雇用関係助成金のご案内（簡略版）」から、御参考までに労働環境向上、仕事と家庭の両立支援及びキャリアアップ・キャリア形成促進関係の助成金の概要について紹介します。

この助成金を御参考にしていただき、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、職員の能力向上などに向けて、是非、制度の活用について御検討をお願いします。平成27年度版は別途お知らせいたします。

詳しくは「雇用関係助成金」で検索してください。

雇用関係助成金

検索

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/>)

(1) 受給対象となる事業主

①雇用保険適用事業所の事業主

②期間内に申請を行う事業主

③支給のための審査に協力する事業主（審査への協力の具体例）

- ・審査に必要な書類を整備・保管する。
- ・山形県労働局、ハローワーク等から書類の提出を求められたら応じる。
- ・山形県労働局、ハローワーク等の実地調査に応じる。

※助成金を受給できない事業主（次のいずれかに該当する事業主）

・不正受給をしてから3年以内に申請をした事業主

または、申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主

※不正受給とは、偽りその他不正行為により本来受けることのできない給付金を受け、または受けようとするをいいます。

・支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主

・支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主

・性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主

※これらの営業を行っていても、接待業務等に従事しない労働者の雇い入れに係る助成金については、受給が認められる場合があります。

・暴力団と関わりのある事業主

・支給申請日、または支給決定日の時点で倒産している事業主

・不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、都道府県労働局が事業主名等を公表することについて、同意していない事業主

(2) 支給申請期間

助成金の支給申請期間は、申請が可能となった日から2か月以内。

(3) 中小事業主の範囲

雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、介護サービス事業所・施設の場合、「サービス業」に該当し、資本金の額・出資の総額が5,000万円以下、または常時雇用する労働者の数が100人以下となる。

(4) 雇用関係助成金

労働環境向上、仕事と家庭の両立支援及びキャリアアップ・キャリア形成促進関係について抜粋して紹介します。

○中小企業労働環境向上助成金	
I 個別中小企業助成コース	
雇用管理制度の導入等を行う健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む中小企業事業主に対して助成	<ul style="list-style-type: none"> ・評価・処遇制度 40万円 ・研修体系制度 30万円 ・健康づくり制度 30万円 ・介護福祉機器等 (介護事業所) 支給対象費用の1/2 (上限300万円)
II 団体助成コース	
健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む中小事業者を構成員として含む事業主団体が、その構成員である中小企業に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成	事業の実施に要した支給対象経費の2/3 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模認定組合等 (構成中小企業者数500以上) 上限1,000万円 ・中規模認定組合等 (同100以上500未満) 上限800万円 ・小規模認定組合等 (同100未満) 上限600万円

○両立支援等助成金	
I 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金	
労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体にその費用の一部を助成	設置費用の2/3(中小企業以外1/3) 設置費用: 上限2,300万円 (中小企業以外1,500万円) 運営費用の1～5年目: 2/3 (中小企業以外1/2) 増築又は建替え費用の1/2 (中小企業以外1/3) 増築: 上限1,150万円 (中小企業以外750万円) 建替え: 上限2,300万円 (中小企業以外1,500万円)
II 子育て期短時間勤務支援助成金	
就業規則等により子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者に利用させた事業主に対して助成	1人目40万円、2～5人目15万円 (中小企業以外 1人目30万円、2～10人目10万円)
III 中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース)	
育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた事業主に対して助成	1人あたり15万円、1年度の上限10人 「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、1事業主あたり5万円を加算

○両立支援等助成金

IV 中小企業両立支援助成金（期間雇用者継続就業支援コース）

有期契約労働者（期間雇用者）について、通常の労働者と同等の要件で育児休業を取得させて育児休業終了後、原職復帰させ、あわせて職業生活と家庭生活との両立を支援するための研修等を実施する事業主に対して助成

1人目40万円、2～5人目15万円
「通常の労働者として復帰させた場合の加算」に該当した場合、
1人目10万円、2～5人目5万円を加算
「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、1事業主あたり5万円を加算

V 中小企業両立支援助成金（育休復帰支援プランコース）

育休復帰プランナーの支援を受け、育休復帰支援プランを作成した上で、プランに基づく取組を実施し、労働者が育児休業を取得した場合、職場復帰した場合に、それぞれ助成

育休取得時 30万円
職場復帰時 30万円

VI ポジティブ・アクション能力アップ助成金

女性の活躍促進についての数値目標を設定・公表し、一定の研修プログラムの実施により目標を達成した事業主に助成

1企業あたり30万円（中小企業以外15万円）

○キャリアアップ助成金

I 正規雇用等転換コース

有期契約労働者等を正規雇用等に転換または派遣労働者を直接雇用した事業主に対して助成

①有期契約労働者⇒正規雇用1人あたり40万円（中小企業以外30万円）、②有期契約労働者⇒無期雇用1人あたり20万円（中小企業以外15万円）、③無期雇用労働者⇒正規雇用1人あたり20万円（中小企業以外15万円）
※平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に転換等を行った場合、1人あたり①50万円（40万円）、③30万円（25万円）を支給
※平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、10万円を加算

II 人材育成コース

有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成

・Off-JT賃金助成 1時間あたり800円（中小企業以外500円）
・Off-JT訓練経費助成 Off-JTの訓練時間数に応じた次の金額（事業主が負担した実費が下記を下回る場合は実費を限度）
【一般職業訓練及び有期実習型訓練】
100時間未満：10万円（中小企業以外7万円）、100時間以上200時間未満：20万円（中小企業以外15万円）、200時間以上：30万円（中小企業以外20万円）

II 人材育成コース	
	<p>【中長期的キャリア形成訓練】</p> <p>100時間未満：15万円(中小企業以外10万円)、100時間以上200時間未満：30万円(中小企業以外20万円)、200時間以上：50万円(中小企業以外30万円)</p> <p>・OJT訓練実施助成 1時間あたり700円(中小企業以外700円)</p>
III 処遇改善コース	
<p>有期契約労働者等の賃金水準の向上(※)を図った事業主に対して助成</p> <p>(※)賃金テーブルを3%以上(平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間は2%以上)増額改定</p>	<p>1人あたり1万円(中小企業以外7,500円)</p> <p>職務評価の手法を活用の場合、1事業所あたり10万円を加算(中小企業以外7万5千円)</p> <p>平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に職務評価を活用した場合、20万円(15万円)を支給</p>
IV 健康管理コース	
<p>有期契約労働者等に対して法定外の健康診断制度を新たに規定し、延べ4人以上実施した事業主に対して助成</p>	<p>1事業所あたり40万円(中小企業以外30万円)</p>
V 短時間正社員コース	
<p>短時間正社員に転換または短時間正社員として新たな雇入れ(※)を行った事業主に対して助成</p> <p>(※)ワーク・ライフ・バランスの観点から、正規雇用労働者が短時間正社員に転換するケースなどを想定</p>	<p>1人あたり20万円(常時雇用する労働者が300人を超えない中小規模企業以外の場合15万円)</p> <p>平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、有期契約労働者等を短時間正社員に転換した場合、1人あたり30万円(25万円)を支給</p>
VI 短時間労働者の週所定労働時間延長コース	
<p>短時間労働者の週所定労働時間の延長(※)を行った事業主に対して助成</p> <p>(※)週所定労働時間が25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長し社会保険を適用</p>	<p>1人あたり10万円(中小企業以外7万5千円)</p>

○キャリア形成促進助成金

I 政策課題対応型訓練(成長分野等人材育成コース)	
<p>成長分野等に関連する職業訓練を助成</p>	<p>賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円)</p> <p>訓練経費助成 実費相当額の1/2(中小企業以外1/3)</p>

II 政策課題対応型訓練（グローバル人材育成コース）	
海外関連業務に従事する人材育成を助成（海外の大学、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む）	賃金助成 1時間あたり800円（中小企業以外400円） 訓練経費助成 実費相当額の1/2（中小企業以外1/3）
III 政策課題対応型訓練（育休中・復職後等能力アップコース）	
育児休業中や復職後の能力アップのための訓練や妊娠・出産・育児により一定期間離職していた女性等の再就職後の能力アップのための訓練を助成	賃金助成 1時間あたり800円（中小企業以外400円） 訓練経費助成 実費相当額の1/2（中小企業以外1/3）
IV 政策課題対応型訓練（若年人材育成コース）	
採用後5年以内かつ35歳未満の若年者に対する職業訓練を助成	賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額の1/2
V 政策課題対応型訓練（熟練技能育成・継承コース）	
熟練技能者の指導力強化や技能継承のための職業訓練、認定職業訓練を助成	賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額の1/2
VI 政策課題対応型訓練（認定実習併用職業訓練コース）	
OJTとOFF-JTを組み合わせた厚生労働大臣認定の職業訓練を助成	Off-JT 賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額の1/2 OJT 訓練実施助成 1時間あたり600円
VII 政策課題対応型訓練（自発的職業能力開発コース）	
雇用する労働者の自発的な職業訓練に対して支援をした場合に助成	賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額の1/2
VIII 政策課題対応型訓練（中長期キャリア形成コース）	
専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定した講座の受講支援を助成	賃金助成 1時間あたり800円（中小企業以外400円） 訓練経費助成 実費相当額の1/2（中小企業以外1/3）
IX 一般型訓練	
雇用する労働者に対する政策課題対応型訓練以外の職業訓練を助成	賃金助成 1時間あたり400円 訓練経費助成 実費相当額の1/3
X 団体等実施型訓練	
事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・継承のための訓練を助成	訓練経費助成 実費相当額の1/2

○特定求職者雇用開発助成金

I 特定就職困難者雇用開発助成金

高年齢者（60歳以上65歳未満）や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して、賃金の一部を助成

（※）継続して雇用する雇用保険一般被保険者として雇い入れ、本助成金の支給終了後も引き続き相当期間、当該対象労働者を継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう）が確実に認められること

【高年齢者（60～64歳）、母子家庭の母等】
1人あたり90万円（中小企業以外50万円）
短時間労働者（※）は60万円（中小企業以外30万円）

【身体・知的障害者（重度以外）】

1人あたり135万円（中小企業以外50万円）、短時間労働者（※）は90万円（中小企業以外30万円）

【身体・知的障害者（重度又は45歳以上）、精神障害者】

1人あたり240万円（中小企業以外100万円）、短時間労働者（※）は90万円（中小企業以外30万円）

（※）1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者（以下同じ）

II 高年齢者雇用開発特別奨励金

65歳以上の離職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して、賃金の一部を助成

（※）1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れ、1年以上雇用することが確実にであると認められること

1人あたり90万円（中小企業以外50万円）
短時間労働者は60万円（中小企業以外30万円）

○高年齢者雇用安定助成金

I 高年齢者活用促進コース

高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置（※）を実施する事業主に対して助成

（※）次の①～③のいずれかの措置

- ①新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場または職務の創出
- ②機械設備、作業方法または作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高年齢者の就労機会の拡大
- ③高年齢者の就労機会を拡大するための雇用管理制度の見直しまたは導入等

支給対象経費の2/3（中小企業以外1/2）
60歳以上雇用保険被保険者1人あたり上限20万円（上限1,000万円）

(5) お問い合わせ先

実際に助成金を受給するためには、上記の要件（平成26年10月1日現在）と併せて、各助成金の個別の要件も満たす必要があります。

詳しくは、山形労働局、又はお近くのハローワークにお問い合わせください。

受付窓口	申請可能助成金
<p>山形労働局 (山形市香澄町3-2-1山交ビル3階)</p> <hr/> <p>職業対策課 TEL. 023-626-6101(直通)</p> <hr/> <p>雇用均等室 TEL. 023-624-8228(直通)</p>	<p><職業対策課で受付></p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成促進助成金 ・建設労働者確保育成助成金 ・中小企業労働環境向上奨励金 (団体助成コース) <p><雇用均等室で受付></p> <ul style="list-style-type: none"> ・両立支援助成金
<p>最寄りのハローワーク</p> <hr/> <p>山 形 TEL. 023-684-1521(代)</p> <hr/> <p>米 沢 TEL. 0238-22-8155(代)</p> <hr/> <p>酒 田 TEL. 0234-27-3111(代)</p> <hr/> <p>鶴 岡 TEL. 0235-25-2501(代)</p> <hr/> <p>新 庄 TEL. 0233-22-8609(代)</p> <hr/> <p>長 井 TEL. 0238-84-8609(代)</p> <hr/> <p>村 山 TEL. 0237-55-8609(代)</p> <hr/> <p>寒河江 TEL. 0237-86-4221(代)</p>	<p><各ハローワークで受付></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記及び下記以外の全助成金
<p>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部 (H27. 4. 1～) (山形市漆山1954)</p> <hr/> <p>※旧山形高齢・障害者雇用支援センター</p> <hr/> <p>高齢・障害者業務課 TEL. 023-674-9567(直通)</p>	<p><高齢・障害者業務課で受付></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者雇用安定助成金